

# ハッピー東京オークション会員規約

## 事務局

古物市場管理者 小林 裕昌

東京都港区芝大門1-2-8

COSMICビル4階

株式会社 HAPPY PRICE

# ①ハッピー東京オークション会員規約

## 第1条（目的）

本規約は本会の競売事業を行うため、これに必要な手続き方法その他の事項を定め事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

## 第2条（取扱品目）

当オークションは下記に掲げる古物の売買並びに仲介を業として取り扱うものとする。

- ① 衣類
- ② 時計宝飾品類
- ③ 皮革ゴム製品類

## 第3条（名称）

当オークションは「ハッピー 東京 オークション」と称する。

## 第4条（開催地）

当オークションは、東京都港区芝大門1-2-8 COSMICビル5階にて開催するものとする。

## 第5条（開催日）

当会は、原則として毎週金曜日に当オークションを開催するものとし、開催日に変更が生じた場合は事前に連絡する。

## 第6条（営業時間）

当オークションの営業時間は午前10時から午後6時までとする。但し、当会の判断により営業時間を延長することがある。

## 第7条（参加資格）

当オークションへの参加資格は次の各号を全て満たすことを要する。

- ① 古物許可証を所持していること
- ② ハッピー東京オークション会員登録済みのものであること
- ③ 本規約を遵守することを保証するものであること

## 第8条（入会方法）

当オークションに参加しようとする者は、以下の手続きをもって当会の承認を得なければならない。中途退会した場合でも、入会金は一切返金しない。

- ① オークション入会申込書の提出
- ② 古物商許可証の写しの提出
- ③ 入会金の支払
- ④ その他事務局が求める書類の提出ならびに事務手続き

#### 第9条（入会金および更新料）

当会への入会希望者は、入会金として1社につき10,000円（税込）を入会時に支払うものとし、毎年10月を更新月として3,500円（税込）を更新料として支払うものとする。また入会から更新月まで1年に満たない場合でも、入会金の減額や割引は一切行わない。

#### 第10条（参加費）

当オークションへの参加は、1開催日1名につき3,000円（税込）の参加費を支払うものとする。

#### 第11条（取引方法）

- (1) 当オークションでの取扱品の所有権は、代金の支払いが完了するまでは売主に帰属し、代金の支払と同時に買主に移転するものとする。
- (2) 当オークション会場内において物品の減失・毀損・盗難等が発生した場合でも、当会は何らの責任も負わないものとする。
- (3) 取引は必ず当オークションを通して行うものとし、当オークション会場内において会員間の直接取引を行ってはならない。

#### 第12条（返品）

当オークション終了後、落札会員から落札商品の品質及び機能動作についてのクレーム申告があった場合、または落札会員が不正品および盗難品、遺失物の疑いがあった場合、主催者の判断に基づいて、主催者が出品会員、落札会員双方の調停処理、または裁定を行う。尚、返品の場合にも手数料の払い戻しはしない。裁定の結果については、出品会員、落札会員双方ともにこれに従わなければならない。

#### 第13条（手数料）

オークション手数料は、原則として買主がこれを負担するものとし、買主が事務局に支払うオークション手数料は、古物購入額の10%とする。但し、事務局の判断により必要と認め

るときは、買主と個別契約を締結するものとし、買主はこの別に定める個別契約に基づきオークション手数料を支払うものとする。

#### 第14条（決済）

- (1) 当オークションの取引代金の決済は、現金または銀行振込をもって決済することとする。但し、銀行振込にかかる手数料は会員の負担とする。
- (2) 前項の決済にあたっては、原則として取引日の翌営業日を決済期限とする。
- (3) 事務局は決済の円滑化を図る為に、売買明細書を発行することとする。  
尚、売買明細書の再発行はしない。
- (4) 当会は売主買主間の債権債務について、代位弁済および立替払いをする義務を有さない。

#### 第15条（不正品等の出品の禁止）

当オークションには、盗品その他不正品の疑いのある物品は出品してはならない。

#### 第16条（禁止事項）

当オークションでは、良好且つ健全な市場環境を維持するため、以下の行為を禁止事項とする。

- ① 出品者および出品物を中傷する行為
- ② 当オークション参加社に対する、他オークションへの勧誘行為
- ③ 当オークションを通さない会員間の直接取引
- ④ 暴力行為その他暴力的な言動など、良好且つ健全な市場環境の形成を阻害する行為

#### 第17条（反社会的勢力の排除）

当会は当会入会希望の者が次に掲げる事由に該当すると認める場合には、入会契約に応じないものとする。また、当会との入会規約締結後に、会員が次の各号に該当すると判明したときまたは該当したときは、当会は会員資格を剥奪し入会契約を解除するものとする。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
- ② 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する場合
- ③ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する場合
- ④ 自己、自社もしくは第三社の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する場合
- ⑤ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認

められる関係を有する場合

- ⑥ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する場合
- ⑦ 自らまたは第三者を利用して次の一にでも該当する行為を行った場合
  - (ア) 暴力的な要求行為
  - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (エ) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為
  - (オ) その他前各号に準ずる行為

#### 第18条（入会資格の取消）

当会は、当会入会者に以下の各号に該当すると認めた場合は、入会資格を取り消すことができる。但し、入会資格を取り消した場合でも、入会金・更新料・参加費等の返却は行わない

- ① 古物商許可が取消となった場合
- ② 当オークションの円滑な運営を妨げると判断した場合
- ③ 当規約を遵守しない、又は遵守できないと判断した場合

#### 第19条（免責事項）

当会は、当会会員に対し以下の項目について免責されるものとする。

- ① 当オークション出品物の瑕疵による落札者が蒙る一切の損害
- ② オークションの中断・中止により参加者が蒙る一切の損害
- ③ 天変地異、暴動、その他不可抗力等、当会の責めによらない出品物および落札物の破損、減失

#### 第20条（その他）

- (1) 第2条の取引品目および第5条の開催日については状況により、当会において変更することが出来る。
- (2) 実施の細部については別に定める。
- (3) 当会は当オークション会場内の確認及びトラブル防止のため、会場内の録画・録音をする権利を有するものとし、会員は前記目的の範囲内においては肖像権を放棄する。
- (4) 当会および当オークションに関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

ハッピー東京オークション事務局

(株)ハッピープライス 内

TEL: 03-6809-1690

FAX: 03-3431-0406

## ②ハッピー東京オークション

### 入会申込書 兼 誓約書

ハッピー東京オークション

代表 小林 裕昌 殿

ハッピー東京オークション規約に同意し、会員として入会いたしたく、ここに申込書(兼誓約書)を提出します。

爾後、貴会および紹介者に対して一切のご迷惑をおかけしないことを誓約します。

平成 年 月 日

#### 申込人 住所

商号(店名) \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

※添付書類 古物商許可証の写しを添付してください

お客様の周りにご案内が届いておらず、参加をご希望される方がいらっしゃいましたらお気軽にご紹介ください。

-----  
ハッピー東京オークション入会希望の方を紹介します。

紹介者 住所 \_\_\_\_\_

指名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

紹介者 住所 \_\_\_\_\_

指名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_





## ④売主様側への規約及び申し合わせ事項

- (1) オークション手数料(キャッシュバック)は以下の通りになります。
  - ・販売金額が 50 万円未満 → 販売金額の 3%キャッシュバック
  - ・販売金額が 50 万円以上～100 万円未満 → 販売金額の 3.5%キャッシュバック
  - ・販売金額が 100 万円以上～250 万円未満 → 販売金額の 4.5%キャッシュバック
  - ・販売金額が 250 万円以上 → 販売金額の 5%キャッシュバック
- (2) 取引代金の決済は、即日現金払い、お振込の場合は翌営業日の振込とさせていただきます。
- (3) お振込をご希望の売主様は、事前に振込先をお知らせください。
- (4) 売買成立後の商品の取り戻しは原則として出来ません。
- (5) 消費税は、競売落札価格に含まれます。
- (6) 外見にて判別できない機械のサビ・故障等があった場合の後交渉は、オークション本番当日から 2 週間以内とさせていただきます。ただし、メーカーでの修理となった場合は、数カ月お時間をいただく場合がございます。
- (7) 落札後であっても、その後盗品であること等が判明した場合は返品の対象となります。
- (8) 出品商品には必ず、出品表と同じ番号札をお付けください。
- (9) 既に当オークションに出品された商品で取り戻しをご希望の場合、オークション開催日前日までのお申し出が必要です。その場合、商品の返却は原則オークション終了後といたします。なお、売買成立後の取り戻しは原則としてできません。
- (10) 指値のない商品はすべて成行での取引となります。指値がある場合は、出品表の金額欄に指値金額を赤字で明記してください(1 万円以上)。指値のない商品の後交渉はお受けできませんのでご了承ください。
- (11) バッグ、財布、ブランド雑貨は、定価、型式番号を可能な限り記入してください。
- (12) 出品商品で 1 万円以下の値が予想される品物につきましては、当オークションにてロットにする場合があります。
- (13) 色石類は、売主様の出品リスト記載通りに出品します(例:ヒスイ・ルビーなど)。落札後の鑑別の結果、記載とは違う場合は返品の対象となりますのでご注意ください。
- (14) 合成、模造、処理(張り合わせ、染色、着色、充填、コーティング等)を表記せずに取り引された場合は後交渉の対象となります。
- (15) ダイヤモンド 1 個石に限り 0.50ct 以上は売主様の石目保証となります。
- (16) 売主様ご自身でソーティングされた商品、または鑑定書・鑑別書は、参考資料として掲載いたします。
- (17) 地金製品の目方は、グラムにて計量して出品してください。時計等は、型式番号、定価が分かる場合は可能な限り記入してください。

- (18) 貴金属出品商品の中には、3万円以下の値が予想されそうな品物につきましては、当会でロットにする場合があります。
- (19) サランラップ等を巻いてある場合、程度確認の為それらをはがすことがあります。新品商品などではがせない場合は、出品時にあらかじめお知らせください。
- (20) 電池切れの商品は電池を入れて出品してください。電池切れで出品された場合、動作は売主保障となります。
- (21) 永久カレンダーなど複雑な機械式時計の場合、その取り扱いについてあらかじめお知らせください。
- (22) ベゼルダイヤ等の時計は売主保障が無い限り見た目にて競りを行いますのでご了承ください。
- (23) ロレックスの型番は売主様の保障となります。

ハッピー東京オークション事務局

(株)ハッピープライス 内

TEL: 03-6809-1690

FAX: 03-3431-0406

## ⑤買主様側への規約及び申し合わせ事項

- (1) オークション手数料は落札価格の10%（税込）とします。
- (2) 取引は、すべて事前振込、即日現金精算とし、売掛は一切いたしません。ただし、やむを得ず買越となった場合、買越分の落札品の引き渡しは精算後となります。
- (3) 時計は機械のみ売主保証となります。ブランド・バンド等は、買主ご自身の見た目の判断にてお願いします。下見で確認できる事項(カレンダー不良、リュース不良、クロノ不良、ベルト故障、干支汚れ等)での後交渉はお受けいたしません。後交渉期間は、オークション開催日の翌日から起算して90日以内となります。その期間を過ぎた交渉は一切お受けいたしませんのでご注意ください。(盗品、不正品を除く)
- (4) 指輪およびネックレス等の数物は、ロット(オール)の値段で競ります。  
(たとえば指輪3本で1口の場合は3本合計の値段となります。)
- (5) 印台及びブローチ、ファッションリング等の石目は見た目をお願いいたします。
- (6) 入場には当大会の許可が必要です(必ず名札をつけてください)。
- (7) 掛け声(セリ)に付調は使わず、ハッキリとした数字で声を掛けてください。
- (8) 出品表の摘要欄の鑑定書は、参考資料としてください。
- (9) 出品表に記載の金性は、参考資料としてください。
- (10) 色石類は、売主の出品リスト記載通りに出品します(例:ヒスイ・ルビーなど)。落札後の鑑別の結果、記載とは違う場合は後交渉の対象となります。
- (11) 出品表に記載の定価は、売主の申告通りとしております。定価違いによる後交渉は、お受けいたしませんのでご了承ください。
- (12) 御買い上げ品の引き合わせは、当会係員立会いの上でお願いいたします。
- (13) 古物営業許可証を携帯してください。
- (14) 出品者名は全て番号制にしてありますので、役所関係等で出品者名が必要な際は、(TEL:03-6809-1690)オークション担当までお問い合わせください。
- (15) ブランドジュエリーの、他社仕上げによる返品はお受け出来ませんのでご了承ください。
- (16) ベゼルダイヤ等の保障が無い商品、BT切れの時計やブランドバッグに関してはすべて見た目にてお願いいたします。
- (17) 出品リストはあくまで参考資料ですので、ご自身でご確認の上、競りにご参加ください。

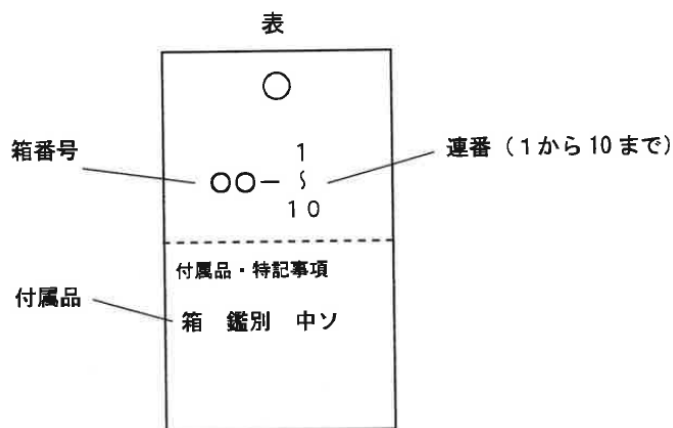
## ⑥ハッピー東京オークション出品に関する注意事項

お客様の大切な商品の紛失を未然に防ぐため、当オークションでは、出品商品に連番（1 から 10 まで）を記入していただいたタグをつけて管理をさせていただきます。

出品準備をして頂く際必ず商品とタグをアンビタッチでつけて頂きますようご協力お願い致します。

### タグのつけ方について

- ① 事務局よりお送りしたタグに連番、箱・保証書、鑑別・ソーティングなど付属品（ある場合）を記入していただき、該当する商品にタグを付けてください。
- ② 記入例



※箱番号は事務局よりお伝えいたしますので出品点数が決まり次第お問合ください。

オークション開催の2週間前より箱番号の予約を開始致します。

また、バッグ類・時計・宝石は箱番号が違いますので箱番号を予約する際お伝えください。

- ③ リストと商品を合わせてお送りください。
- ④ 商品到着期限は、開催翌日の毎週土曜日～金曜日（開催当日）午前着とさせていただきます。

※当日持ち込みも大歓迎です！（事前にお電話ください）

※開催日時は毎週金曜日 AM10：00 からとなります。（受付 AM9：30～より）

月末開催のみ8時半～受付開始 9時～セリとなります。

ハッピー東京オークション事務局

（株）ハッピープライス 内

TEL：03-6809-1690

FAX：03-3431-0406

**ご注文 FAX : 03-3431-0406**

## ⑦ハッピー東京オークション出品リスト注文書

参加者様には、ハッピー東京オークション出品リストをお送りいたします。

出品用タグが必要な方は希望数をご記入ください。(下記 □ にチェックを入れ FAX にてお申し付けください)  
追って事務局より、タグを郵送させていただきます。またPC用出品リストが必要な方はメールにてお送り致します。

- 出品タグ、約  枚  
 出品リスト (バッグ大会用) 手書用  
 出品リスト (バッグ大会用) PC 用 (Microsoft Excel 版)

■ 貴社名 \_\_\_\_\_

■ ご担当者名 \_\_\_\_\_

■ 書送付先ご住所

〒 \_\_\_\_\_

■ PC 用リスト送付先アドレス \_\_\_\_\_

ハッピー東京オークション事務局

(株)ハッピープライス 内

TEL: 03-6809-1690

FAX: 03-3431-0406

## ⑧ハッピー東京オークション振込指定口座のご案内

**【振込先金融機関】**りそな銀行 東京中央支店

**【科目、口座番号】**普通預金 6093987

**【口座名義】**ハッピープライストウキョウオークション

注意：取引は全て事前振込み・即日現金精算とし、売掛は一切致しません。ただし、やむを得ず買越しとなった場合、買越分の落札品の引き渡しは清算後となります。

ハッピー東京オークション事務局

(株)ハッピープライス 内

TEL: 03-6809-1690

FAX: 03-3431-0406

## ハッピー東京オークション利用にあたっての確約書

株式会社 HAPPY PRICE 宛

当社は、貴社運営のハッピー東京オークション（以下「本オークション」といいます）利用にあたり、以下の事項を遵守します。

- 1 当社が本オークションにおいて取り扱う商品は、一切の規制法令に違反・抵触せず、規制法令を潜脱するものではなく、民事上・刑事上・行政上の責任追及を受けずに、法令を遵守した上で取得したものに限りします。
- 2 当社は、本オークションを利用するにあたり、貴社の信用を損ねる行為をしません。
- 3 当社は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明及び保証します。
  - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条で定義される暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合、暴力団員の他、暴力団関係企業、暴力団準構成員、総会屋若しくは社会運動・政治運動等標ぼうゴロ又はこれらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）であること。
  - ② 反社会的勢力が出資、融資、取引その他の関係を通じて、自己の事業活動に支配的な影響力を有すること。
  - ③ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与していると認められる関係を有すること。
  - ⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 4 当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを表明及び保証します。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて相手方及びその関係会社の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
  - ⑤ その他、前各号に準ずる行為

平成 年 月 日

住所

会社名